

27 西審個議第 31 号
平成 28 年 2 月 18 日

西東京市長 丸 山 浩 一 様

西東京市個人情報保護審議会
会 長 横 澤 利 昌

個人情報保護条例及び特定個人情報保護条例の改正について

平成 28 年 1 月 29 日付 27 西総総第 872 号の諮問に対し、別紙のとおり答申します。

別紙

個人情報保護条例及び特定個人情報保護条例
の改正についての答申

平成 28 年 2 月 18 日

西東京市個人情報保護審議会

第1 諮問の概要

平成26年に全面改正された行政不服審査法（以下「改正行審法」という。）の施行に伴い必要となる個人情報保護条例及び特定個人情報保護条例の改正に関し、以下の方針のとおり実施することについて、審議会の了解を得たい旨の諮問が市長からあった。

- (1) 開示決定等に対し、不服申立てがあった場合については、改正行審法第9条の規定による審理員による審理手続を適用しないこと。
- (2) 西東京市個人情報保護審査会を、既存の西東京市情報公開審査会と統合し、西東京市個人情報保護・情報公開審査会とすること。

第2 諮問の趣旨

本件諮問の趣旨について、以下のとおり説明があった。

- (1) 審理員による審理手続を適用除外とすることについて

ア 改正行審法においては、現行の不服審査制度と異なる次の手続が行政庁に義務付けられることとなった。

(ア) 審理員の指名及び審理員による審理手続（改正行審法第9条）

(イ) 第三者機関（行政不服審査会）の設置及び当該第三者機関による審議（改正行審法第81条）

ただし、改正行審法第9条第1項ただし書では、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合には、上記（ア）の手続を適用しないことも認められている。

イ 西東京市においては、従前より第三者機関として西東京市個人情報保護審査会を設置し、同審査会による審査を実施していることから、現行の審査体制により公正な救済手続がとられており、審理員手続を新たに導入する必要性はないと考える。

ウ また、国及び東京都においても、個人情報保護制度に関しては、審理員手続を適用除外とする対応がとられていることから、西東京市でも同様に審理員手続の適用除外規定を保護条例等に設けることとしたい。

- (2) 審査会の統合について

ア 上記(1)イのとおり、西東京市では、西東京市個人情報保護審査会を設置し、開示請求等に対する不服申立てに係る審査を行ってきた。

また、西東京市情報公開条例の規定による公文書開示決定に対し不服申立てがあった場合には、同条例の規定による西東京市情報公開審査会において、同様の審査を実施している。

イ 両審査会は、個人情報保護と情報公開という異なる制度に関する審査

機関であることから、設置規定をそれぞれの条例に置き、別々に設置をしているが、両制度には開示請求手続等の共通する事項が多いこと、また、それぞれの制度に精通した人材の確保が困難なこと等の理由から、西東京市においては、委員を両審査会の兼任とする運用を行ってきた。

ウ 今回、行政不服審査法改正に伴う条例改正を検討するに当たっては、今までの運用実績及び審査会の近年の開催状況を考慮し、両審査会を統合し、両制度を熟知した委員による審査を行うこととしたい。

第3 審議会の結論

審議会は、諮問のあった個人情報保護条例及び特定個人情報保護条例の改正の方針について次のとおりとする。

審理員による審理手続を適用除外とし、個人情報保護審査会及び情報公開審査会を統合するとの方針について、いずれも認める。

第4 審議会の判断理由

審議会は、本件諮問に係る個人情報保護条例及び特定個人情報保護条例の改正の方針に関して、説明を求め、審議し、次のとおり判断した。

1 本件諮問に関し、行政不服審査法改正の概要、条例改正案、個人情報保護制度及び情報公開制度の運用状況等の資料が示され、これらに基づき説明があった。

2 改正行審法では、行政処分等に対し審査請求があった場合には、行政庁が職員のうちから処分に関与していない者を審理員として指名し、当該審理員が審査請求に関する審理手続を行う手続が新たに設けられた。

これは、改正前の行政不服審査法では、不服申立てに関し審査を行う者の要件についての規定がなく、当該不服申立てに係る処分に関与した職員が自ら審査を行うこともあり得たため、公正・中立な審査がなされないおそれがあるとの反省点を踏まえ、新法において規定されたものである。

3 しかしながら、西東京市では、従前より自己情報開示決定等に対し不服申立てがあった場合には、西東京市個人情報保護審査会への諮問が条例で義務付けられ、同審査会において個人情報保護制度の専門知識を持った第三者委員による審査が行われてきたことから、審理員手続を導入する必要性はないと考えているとの説明があった。

以上の説明から、当審議会としては、これまでの市における審査体制を維持するため、審理員手続を適用しないとの市の条例改正の方針について、妥当であると判断した。

4 また、個人情報保護審査会及び情報公開審査会を統合することについて

は、西東京市におけるこれまでの個人情報保護制度及び情報公開制度の運用状況並びに両審査会の開催状況に鑑み、審査会を統合することは妥当であると判断した。

第5 審議経過

審議会を開催日	内容
平成28年1月29日	諮問及び審議
平成28年2月18日	答申

以 上